

(注) この仕様書において、「甲」は埼玉県を、「乙」は受託者を指す。

## 埼玉県小慢児童等相互交流支援事業業務委託仕様書

### 1 事業目的

この事業は、児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等（以下「小慢児童等」という。）が相互に又はボランティア等と交流することで、情報の共有を図るとともにコミュニケーション能力の向上や社会性を育み、もって小慢児童等の自立促進を図ることを目的とする。

### 2 委託期間

委託契約締結日から令和6年3月8日まで

### 3 委託業務の内容

#### (1) 委託する業務

乙が実施する事業のうち、次の①から③に該当する相互交流の支援（児童福祉法第19条の2第2項第2号及び同法施行規則第7条の41に定めるもの）に関する業務を委託する。

なお、いずれの相互交流においても世帯を別にする複数の小慢児童等が参加するものであること。

- ① 小慢児童等同士の交流並びに小慢児童等と小児慢性特定疾病にり患していた者及び他の小慢児童等の家族との交流
- ② 小慢児童等とボランティア等との交流
- ③ 小慢児童等が参加するワークショップなどの開催

#### (2) 事業実施に当たって遵守すべき事項

- 乙は甲から受託する業務について、埼玉県内の地方公共団体から同一の業務委託を受託してはならない。
- 乙は事業に参加する者（小慢児童等及びその家族など）に対して利用者負担を求めて差し支えない。ただし、利用者負担を求めるにあたっては利用者の家計の状況等に十分配慮すること。
- 乙は小慢児童等の症状の急変等、緊急時に利用者を受け入れてもらう協力医療機関を必要に応じてあらかじめ選定すること。
- 乙は事業実施中における小慢児童等の事故等に備え、必要に応じ補償保険に加入すること。
- 乙は事業の実施に当たっては、旅行業法及び道路運送法ほか、他の法令に抵触しないこと。
- 乙を含め、事業に携わる者は小慢児童等の人格を尊重し、その身上等に関する秘密を守り、信条等によって差別的取扱いをしてはならない。

### 4 契約金額

#### (1) 事業ごとの委託料

- 甲は次の区分に応じた執行予定額の上限までの範囲で、応募書類をもとに事業ごとの委託料を定める。
- 契約金額は、甲が乙に委託する全ての業務に係る委託料の合計とする。執行予定額の上限は、消費税率10%の額となっている。

区分		執行予定額の上限
宿泊を伴う相互交流の支援		305,555円(税込)
宿泊を伴わない相互交流の支援	小慢児童等の参加数 11人以上	203,703円(税込)
	小慢児童等の参加数 10人以下	101,851円(税込)

## (2) 契約金額の内訳

本件業務の契約金額〇〇〇〇円（税込）の内訳は次のとおりとする。

- ・〇〇事業に係る委託料 ； 〇〇〇〇円（税込）

## 5 業務完了報告書の提出

乙は実施した事業について、事業実施後30日以内又は令和6年3月8日のいずれか早い日までに業務完了報告書を作成のうえ、次の書面を添えて甲に提出すること。

- ・4(2)の事業ごとの成果報告書（委託業務を含む事業全体に係る経費内訳の記載及び委託業務実施に係る画像等の貼付があれば、乙が他の用務に用いる報告書等で可とする。）
- ・小慢児童等の参加者名簿（所定の様式により、4(2)の事業ごとに作成すること。）
- ・相互交流の支援の実施に要した経費に係る領収書・銀行振込書等の帳票類のコピー（4(2)の事業ごとにとりまとめること。事業ごとの委託料に相当する額までの提出で可とする。）

## 6 委託料の支払い

- (1) 委託料の支払いは全ての委託事業が終了し、完了報告書を提出した後における精算払いを基本とするが、事業実施に当たって必要と認められる場合は、概算払いを行うこととする。
- (2) 「宿泊を伴わない相互交流の支援（4(1)の区分によるもの。以下、同じ。）」に係る概算払いは101,851円を上限とする。
- (3) 実際に実施した事業が応募書類の記載内容と著しく異なる場合は、変更契約（委託金額の変更）を求める。  
特に、「宿泊を伴わない相互交流の支援」において小慢児童等の参加数が11人以上として受託し、実際の小慢児童等の参加数が10人以下であった場合は、4(1)の執行予定額の上限にあわせた委託金額（10万円）への減額変更を求める。
- (4) 「宿泊を伴わない相互交流の支援」において小慢児童等の参加数が10人以下として受託し、実際の小慢児童等の参加数が11人以上であっても委託金額の変更は行わない。

## 7 その他留意事項

- ・本業務を通じて取り扱う個人情報については、埼玉県個人情報保護条例に定める手続きを行うものとする。
- ・本業務に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。この帳簿及び証拠書類は、当該業務の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。
- ・本業務の遂行にあたり、疑義等が生じた場合は、県担当者と十分協議すること。